

# 兵庫県公報

平成30年4月27日 金曜日 第2997号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の廃止の届出（同）	5
○平成30年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	6
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○同上（同）	7
○同上（同）	7
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	7
<b>公 告</b>	
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	8
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく登録販売者試験の実施（薬務課）	8
○特別保護地区の指定の案の縦覧公告（鳥獣対策課）	9
<b>労働委員会公告</b>	
○兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閥歴等	10
<b>公安委員会告示</b>	
○警備業法に基づく直接検定の実施	11
<b>警察本部公告</b>	
○落札者等の公示	13

## 告 示

### 兵庫県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
にしあかし歯科	明石市小久保2-6-8	平成30年1月1日
医療法人社団なぎさ会やすお脳神経外科クリニック	同 市小久保2-10-1 リラシオ西明石駅前2階	同 年2月1日
ウエルシア薬局明石西二見駅前店	同 市二見町西二見駅前3-1	同 年3月15日
アルカ下加茂薬局	洲本市下加茂1-640-2	同 年2月1日
つじの歯科医院	伊丹市南本町3-2-8	同 年1月1日
ウエルシア薬局加古川粟津店	加古川市加古川町粟津100-1	同 年3月1日
木本整形外科クリニック	宝塚市中山五月台2-3-7	同 年1月1日
ひでき歯科クリニック	川西市小花2-11-26 エムスタイル川西101号	同 年2月1日
訪問看護ステーションなないろ	同 市小戸1-7-9	同 年3月1日
大橋歯科医院	小野市王子町934-2	同 年2月1日



**兵庫県告示第440号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
それいゆ訪問看護ステーション朝霧	明石市東野町1910-6 ビアンコ・ディモーラ107号室	所在地
佐用調剤薬局	佐用郡佐用町佐用3536-5	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
内科循環器科増田医院	明石市大久保町西島780-1
やすお脳神経外科クリニック	同 市小久保2-10-1 リラシオ西明石駅前2階
にしあかし歯科	同 市小久保2-6-8
アルカ下加茂薬局	洲本市下加茂1-640-1
辻野歯科医院	伊丹市南本町3-2-8
昆陽池さくら薬局	同 市昆陽池1-54-1
三宅第二歯科医院	赤穂市加里屋上町76-8
木本整形外科クリニック	宝塚市中山五月台2-2-4
寺西内科	高砂市米田町米田113-2
大橋歯科医院	小野市王子町934-2

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
芦屋さくらメンタルクリニック	芦屋市南宮町6-22-203
江見歯科医院	三田市すずかけ台2-3-1



兵庫県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
加古川アップル歯科	加古川市平岡町土山909-33



兵庫県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ハッピー明石2	明石市大久保町大窪字 小山1375-1	株式会社ジョイ	神戸市垂水区宮本町1 -28	平成30年2月1日
サリー歯科クリニック	芦屋市翠ヶ丘町15-14	室 田 祐 子	芦屋市翠ヶ丘町15-14	同 年1月4日
ナチュラルデンタルク リニック	伊丹市池尻4-1-1 イオンモール伊丹昆 陽2階	医療法人社団スマイル サロン会	西宮市甲子園八番町6 -15 ラファエラ甲子 園3階	同 年2月26日
小規模多機能型居宅介 護ゆとり庵石守	加古川市神野町石守301 -4-1	社会福祉法人博愛福祉 会	加古川市平岡町新在家 2333-2	平成29年11月1日
サンミ調剤薬局御津店	たつの市御津町中島 1664-5	有限会社サンミ企画	大阪府茨木市北春日丘 1-7-9	同 年12月1日
ライフオート高砂薬局	高砂市荒井町日之出町 10-12	株式会社ココカラファ インヘルスケア	横浜市港北区新横浜3 -17-6	平成30年3月1日



兵庫県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
それいゆヘルパース テーション朝霧	明石市東野町1910-6 ピアンコ・ディモラ 106	社会福祉法人博愛福祉 会	加古川市平岡町新在家 2333-2	事業所名称・所在地
それいゆ訪問看護ス テーション朝霧	明石市東野町1910-6 ピアンコ・ディモラ 107	同 上	同 上	所在地
凜訪問看護ステーシ ョン	芦屋市高浜町5-2- 124	株式会社凜	芦屋市打出小槌町5- 10-102	同 上
ルース居宅介護支援 事業所	三田市下田中42-1	株式会社光栄	三田市下田中42-1	開設者名称
ルースデイサービス センター	同 上	同 上	同 上	同 上
こころ	三田市南が丘1-13- 16	株式会社W I T H三田	三田市弥生が丘1-4 -19	事業所名称・所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
加東市訪問介護事業所	加東市社50	加東市長	加東市社50
デイハウスみのり	同 市社1477-1	みのり農業協同組合	同 市社1777-1

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
七福居宅介護支援センター	明石市二見町西二見1904- 3	株式会社七福インターナシ ヨナル	加古川市別府町石町6-5
有限会社いきいき福祉用具 貸与事業所	洲本市塩屋1-1-17 ア ルチザンスクエア1階	有限会社いきいき	洲本市塩屋1-1-17



兵庫県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
玉 川 誠 晃	明石市西明石北町1—10—20	葵鍼灸接骨治療院	明石市西明石北町1—10—20	平成30年1月26日
村 上 了 介	神戸市西区桜が丘東町5—5—7	りらく鍼灸整骨院	同 市大久保町松陰1115—1—101	同 年3月15日



**兵庫県告示第445号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地
加 古 晶 俊	明石市大久保町緑が丘17—4	りらく鍼灸整骨院	明石市大久保町松陰1115—1—101



**兵庫県告示第446号**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成30年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 試験日時  
平成30年8月9日（木）午後2時から午後3時まで
- 2 試験場所  
神戸市西区学園西町8—2—1  
兵庫県立大学 神戸商科キャンパス
- 3 試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 毒物及び劇物に関する法規
    - イ 基礎化学
    - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - (2) 実地試験  
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 4 試験区分  
一般  
農業用品目  
特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒（定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したもの）を添えて薬務課に申し込むこと。

イ 写真

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。

(2) 受付期間

平成30年5月14日（月）から同月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、簡易書留とし、平成30年5月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 薬務課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可）に持参して提出すること。

イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで提出すること。

(4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。

(5) 手数料

10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

6 受験票の送付

受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。

7 合格者の発表

平成30年9月7日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所に掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による合否の問合せには応じない。

8 試験についての問合せ先

(1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 内線3316

(2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成30年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
市島町土地改良区	平成30年4月6日
神戸市西盛土地改良区	平成30年4月10日
香寺町土地改良区	平成30年4月10日



兵庫県告示第448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
平成29年11月20日から平成30年 3月20日まで
- 3 作業地域  
姫路市及びたつの市の各一部



**兵庫県告示第449号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間  
平成29年 9月22日から平成30年 3月24日まで
- 3 作業地域  
神戸市の一部



**兵庫県告示第450号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
平成29年12月21日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第451号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、加西市西高室土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 加西市西高室土地区画整理組合  
事務所の所在地 加西市北条町横尾1000番地（加西市役所内）  
設立認可の年月日 平成25年 3月 6日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	高 橋 保 雄	加西市北条町西高室447番地
副理事長	高 次 均	同 市北条町西高室157番地
理 事	高 次 信 幸	同 市北条町西高室384番地
同	高 橋 晴 彦	同 市北条町西高室382番地
同	高 橋 正 博	同 市北条町西高室418番地

## 公 告

## 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A294586	平成31年 4月14日	小野市	北播磨県民局	平成30年 3月



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成30年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成30年 4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成30年 8月19日（日） 午前10時から午後 3時まで	神戸市東灘区岡本 8—9—1 甲南大学岡本キャンパス

2 試験科目（筆記試験）

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 主な医薬品とその作用
- (3) 人体の働きと医薬品
- (4) 薬事関係法規・制度
- (5) 医薬品の適正使用・安全対策

3 提出書類

- (1) 登録販売者試験受験願書  
正本 1部、副本 2部（副本は写し可）
- (2) 写真  
出願日前 6箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦 5センチメートル、横 4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。

4 受験手続

- (1) 受験願書  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課並びに健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）、神戸市保健所（神戸市保健福祉局保健所予防衛生課）、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所及びあかし保健所（以下「受付機関」という。）並びにインターネットの兵庫県ホームページにおいて平成30年 4月27日（金）から配布する。  
アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15\\_000000064.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15_000000064.html)
- (2) 受付期間  
平成30年 5月30日（水）から同年 6月 8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成30年 6月 6日（水）まで（同日消印有効）
- (3) 提出方法



持参により提出すること。ただし、住所地が兵庫県外の方についてのみ、郵送による提出を受け付ける。  
なお、郵送の場合は、封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）の表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、簡易書留で、兵庫県健康福祉部健康局薬務課へ送付すること。

(4) 提出先

ア 住所地の受付機関

イ 郵送の場合は、兵庫県健康福祉部健康局薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(5) 手数料

13,000円分の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成30年10月5日（金）午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）「しごと・産業」→「労働・雇用・資格」→「試験結果」→「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく平成30年度登録販売者試験【合格発表】」に同日から2週間掲載するほか、合格者に合格通知書を郵送する。

6 受験に伴う配慮

身体障害等の特別な配慮を要する受験希望者は、平成30年5月28日（月）までに兵庫県健康福祉部健康局薬務課に申し出ること。

（例 視覚機能に障害を有する者には、試験問題を録音したDAISY-CDの使用による受験を認めることがある。）

7 試験についての問合せ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話（078）341-7711（内線3310、3311、3312）



**特別保護地区の指定の案の縦覧公告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日（平成30年5月10日）までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 特別保護地区の名称

生島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

赤穂市坂越字生島3335—1番地、3335—2番地及び3335—3番地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

生島特別保護地区は、赤穂市東部の赤穂市坂越鳥獣保護区内にあり、JR播州赤穂駅から北東6kmに位置する坂越湾内の島である。

当生島は、古来より神域として人の立ち入りが禁じられていたため、島内の自然環境は、常緑広葉樹であるスダジイ、カクレミノ、クスノキ、モチノキ等の原生林が生育するなど豊富な森林植生を形成しており、国指定天然記念物となっている。また、メジロ、ウグイス、ツグミ、アオジ等の多数の鳥類の良好な生育区域でもあり、赤穂市坂越鳥獣保護区の中でも特に保護をはかる必要がある区域であると認

められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

- (7) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- (4) 当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課、西播磨県民局光都農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班

労 働 委 員 会 公 告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成30年4月12日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成30年4月27日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

氏 名	履 歴	委嘱年月日
大 内 伸 哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
大 原 義 弘	兵庫県労働委員会公益委員 前兵庫県土地開発公社常任監事	平成29年9月26日
関 根 由 紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝 澤 功 治	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成9年7月2日
塚 本 隆 文	兵庫県労働委員会公益委員 元兵庫県代表監査委員	平成27年9月8日
林 亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日
米 田 耕 士	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 弁護士	平成19年8月2日
奥 村 比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27年9月8日
尾 野 哲 男	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
熊 野 隆 夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
曾 我 一 樹	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27年2月5日

那 須 健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服 部 圭 司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福 永 明	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23年8月18日
河 野 忠 友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
草 薙 信 久	兵庫県労働委員会使用者委員 一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成23年8月18日
佐 野 喜 之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社顧問	平成19年8月2日
坪 田 一 夫	兵庫県労働委員会使用者委員 神姫バス株式会社常務取締役	平成29年9月26日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所特別顧問	平成21年8月3日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役社長	平成25年8月27日
小 南 秀 夫	前兵庫県労働委員会公益委員	平成25年8月27日
正 木 靖 子	前兵庫県労働委員会公益委員	平成13年7月9日
切 山 義 行	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成24年9月20日
松 下 秀 明	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成23年8月18日
和 田 要	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成15年7月22日
井土垣 功	兵庫県労働委員会事務局長	平成30年4月12日
大 西 稔	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	平成30年4月12日
四 方 弘 道	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成29年4月13日

## 公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第129号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 三宅知行

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成30年7月28日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町40番10号  
兵庫県警察学校
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成30年5月7日（月）から同年7月13日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書1通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書については、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課においても配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

印鑑及び筆記用具

10 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3424

## 警 察 本 部 公 告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年4月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 平成30年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
 

ア レギュラーガソリン	予定数量	117万リットル
イ ハイオクガソリン	予定数量	40万リットル
ウ 軽油	予定数量	8万リットル
- (2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- (3) 落札者を決定した日  
平成30年2月19日
- (4) 落札者の名称及び住所  
伊丹産業株式会社 伊丹市中央5丁目5番10号
- (5) 落札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
 

ア レギュラーガソリン	1リットル	114円40銭
イ ハイオクガソリン	1リットル	124円40銭
ウ 軽油	1リットル	93円70銭
- (6) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (7) 入札公告をした日  
平成30年1月9日

2 平成30年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
 

ア タイヤ	予定数量	4,170本
イ チューブ	予定数量	400本
ウ タイヤ組替え（普通車）	予定数量	3,180本
エ タイヤ組替え（大型車）	予定数量	420本
オ パンク修理	予定数量	60本
- (2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- (3) 落札者を決定した日

平成30年 3月12日

- (4) 落札者の名称及び住所  
株式会社福井タイヤ商会 姫路営業所 姫路市神屋町6丁目72番地
- (5) 落札金額  
43,144,120円
- (6) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (7) 入札公告をした日  
平成30年 1月30日